

# 滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和5年6月5日(月)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件  
申請人 [REDACTED]

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件  
申請人 [REDACTED] 外4件

議案第12号 農用地利用集積計画の策定について  
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、  
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、  
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長

それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。  
議事録署名委員に、石原 忠則委員、石若 明道委員を指名します。  
これより議案審議に入ります。  
議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件についてですが、この案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理

では事務局より説明をお願いします。

事務局

(議案第10号1番について朗読及び説明)  
申請地は、[REDACTED]、田です。  
申請地は、市道旧国道・江尻線に面する農地です。  
申請地は、[REDACTED]の海側に面する農地です。これまでも譲渡人が会社員兼農業をしている譲受人に個人的にお願いして耕作してもらっていましたが、農地法の改正で5反要件が撤廃されたこの機会に譲受人に所有権を移転することとし今回申請されたものです。今後も譲受人が水稻を作付け予定としています。

職務代理

地区担当委員の補足説明をお願いします。

加藤推進委員

以前から耕作しておられ、特に問題ないと思います。

新村委員

推進委員が言われた通り、以前から耕作していて今後も耕作されるということで特に問題ないと思います。

職務代理

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は許可することといたします。  
では、進行を会長へお返しします。

会 長

続きまして、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(議案第11号1番について朗読及び説明)  
申請地は、県道富山魚津線と市道滑川駅前区画25号線に面する農地です。  
申請地は、用途地域内(第2種住居地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。  
転用理由は、店舗兼住宅敷地です。

譲受人は現在■■■■のアパートに居住しており、■■■■の美容室に勤務しています。この度、独立し、夫婦で自身の店舗を構えることを考え、併せて住居を構えることを計画しました。店舗兼住居候補地を探していたところ、今回申請地が区画整理され交通の便が良く、眺望も良いことから申請されたものです。

周囲は道路と宅地に囲まれており土砂の流出の恐れはありません。雨水は、両面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

黒田委員 5月25日に松井委員と現地確認をしてきました。地図を見てわかる通り周りは宅地化しており、転用に関しては問題ないと思います。

松井推進委員 全く問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第11号2番について朗読及び説明)  
申請地は、県道富山魚津線と市道滑川駅前区画25号線に面する農地です。  
申請地は、用途地域内(第2種住居地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、住宅敷地です。

譲受人は現在■■■■のアパートに居住しています。この度、先ほど説明した1番の娘夫婦が店舗兼住居を建築することを契機に、自分たちもその隣接地に住居を構えることを計画し今回申請されたものです。

隣接農地との境界はコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

黒田委員 先ほどの1番の案件とつながっている農地であり、何ら問題ないと思います。

松井推進委員 同じく問題ないと思います。  
ここは一部だけ農地が残る形なんですね。

事務局 はい。1筆だった農地を3筆に分筆し、1筆だけ農地として残ります。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第11号3番について朗読及び説明)  
申請地は、市道下島町内1号線に面する農地です。  
申請地は、用途地域内(第1種低層住居専用地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。  
転用理由は、宅地分譲地です。

譲受人は■■■■で不動産業を営んでいます。この度、事業の一環として宅地分譲を計画し、適地を探していたところ、申請地が■■■■中学校や■■■■小学校から近く、周囲の宅地分譲も盛んに進んでいることから、住宅建築のニーズがあると見込まれ、2区画分の宅地分譲地として今回申請されたものです。

周囲は道路と宅地に囲まれており、土砂の流出の恐れはありません。雨水は、両面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 周囲はすでに宅地化しており、転用には何ら問題ないと思います。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 11 号 4 番について朗読及び説明)

申請地は、市道菰原町内 6 号線に面する農地です。

申請地は、用途地域内(第 1 種低層住居専用地域/第 1 種住居地域)の農地であることから第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、宅地分譲地です。

譲受人は[ ]で不動産業を営んでいます。この度、事業の一環として宅地分譲を計画し、適地を探していたところ、申請地が[ ]中学校や[ ]小学校から近く、周囲の宅地分譲も盛んに進んでいることから、住宅建築のニーズがあると見込まれ、また、地元自治会から[ ]小学校の児童数を増加させるため若年層の転入を活性化したいとの要望もあり、8 区画分の宅地分譲地として今回申請されたものです。

周囲には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、新設する道路側溝から側面の既存道路側溝を経て、田中川に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

職務代理

地区担当委員の補足説明をお願いします。

加藤推進委員

周辺は宅地分譲地となっており、農地としては使えないため問題ないと思います。

新村委員

推進委員の言われたとおり、今後農地の有効活用をしていかなければならない場所だと思います。地方鉄道の駅も近く、小学校、中学校も近い場所であり、転用には何ら問題ないと思います。

職務代理

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理

事務局より次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 11 号 5 番について朗読及び説明)

申請地は、県道滑川上市線に面する農地です。

申請地は、鉄道駅([ ]駅)からおおむね 500 メートル以内の農地であることから、公共施設整備済区域として第 2 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、一般住宅敷地です。

譲受人は申請地に近い実家で居住しており、妻と子供たちは[ ]のア

パートで生活しています。[ ]のアパートは狭いため同居が難しく、実家と[ ]のアパート、[ ]の勤務先を行き来しています。この度、家族で同居すること計画し、実家の祖母の介護や農作業の手伝いのことも考えた結果、実家近くで適地を探すことになりました。また、本人、妻、長女、二女は[ ]で勤務しており、三女は[ ]の高校に電車で通学していることから、主要道路や鉄道駅に近いなどの条件を満たしている土地として、父親が所有する今回の申請地が適地であると判断し、申請されたものです。

周囲には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内の雨水枡に集約し、前面既設道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

職務代理

地区担当委員の補足説明をお願いします。

加藤推進委員

今ほど事務局から説明があった通り特に問題ないと思います。

新村委員

同じく特に問題ないと思います。

職務代理

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。  
では、進行を会長へお返しします。

会 長

続きまして、議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

5 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。  
農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、改正前の同法 18 条第 1 項の規定により、6 ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。  
7 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 1 件、借り手 1 件で、面積合計は 4,119 m<sup>2</sup>で、前回からの更新設定になります。詳細は、8 ページに記載のとおりです。

会 長

この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。

会 長

先日、農業公社の理事会に出席してそこで一つ質問が出たのですが、農

業公社を通しての契約が、法改正によって農地中間管理機構を通しての契約に変わっていったと聞いたが、農業公社を通しての契約はどんどん減っているというので合っているか。

事務局 はい。まだ公社経由の契約はかなり残っていますが、今後更新の時期を迎えられ次第、相対契約もしくは農地中間管理機構経由の契約に変更になっていきます。

会長 ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会長 これで、審議は終了しました。

午後3時30分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員